

お困りですか？

# 遺産相続



相続を「争続」にしないためにも・・・

行政書士、という選択。

家族を亡くしたとき、葬儀のほかにも色々な手続きが発生します。まず何から手をつければよいのかわからないという方も、少なくないでしょう。

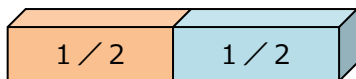
困ったときはご相談ください。行政書士は、相続や遺言について専門的な知識を有する法律分野の国家資格者です。

## 遺言書がない！そのときの相続分は？

まず、相続人が誰々なのかを、戸籍を調査して特定しなければなりません（相続人調査）。まれに、遺族も知らない相続人が存在することがあります。遺言書がないときは、次の2つの方法で、遺産を分割することになります。それでもなかなか決まらないときは、調停や裁判で決めます。

### ① 法に定められた割合で分割する。

子がいるとき



配偶者へ 1/2



1/2 を子へ等分

子がいないとき

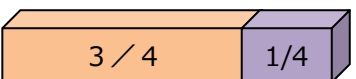


配偶者へ 2/3



1/3 を親へ等分

子も親もないとき



配偶者へ 3/4



1/4 を兄弟へ等分

※ 配偶者がいないときは、相続分の全部を右側の相続人へ等分します。

※ 子が死亡しているときは、その分をそのまた子へ等分します。孫全員ではありません。

### ② 相続する人たちで相談して決める。

話し合いで自由に分けることができます。認知症の方には代理人（成年後見人）が必要です。

分割方法が決まったら、全員の合意を示す遺産分割協議書を作成します。相続手続きのときに遺産分割協議書を提出すると、銀行口座だけでなく、不動産や自動車、株式、事業承継、相続税など、さまざまな相続手続きがスムーズに行えます。



### 遺留分（いりゅうぶん）

「遺留分」とは、残された配偶者・子・親が最低限受け取る権利がある相続財産のことです。故人の兄弟には遺留分はありません。この遺留分の権利を主張するかどうかは、それぞれの相続人が、独自に決めることができます。



## 借金も「相続財産（遺産）」です

相続とは、プラスの財産(預貯金、不動産など)も**マイナスの財産**(借金、未払金など)も、すべて引き継ぐことです。

**マイナスの財産**が多いときは家庭裁判所で「**相続の放棄**」をすることができます。ただし、**マイナスの財産**のみを放棄することはできません。これは自身が相続人であることを知ってから「**3ヶ月以内**」に手続する必要がありますので、ご注意ください。

ただし、この間に相続財産を動かしてしまうと、相続の放棄はできなくなりますので注意が必要です。

生命保険金や遺族年金などは相続財産にはあたりませんので使っても大丈夫です。

### 相続放棄する場合にはいけないこと

- 先に自分の取り分を持って行く
- 現金の使用（ただし、葬儀費用の支払はOK）
- 不動産・自動車・株式などの名義変更
- 高価な遺品の形見分け（市場で換金性のない遺品の形見分けはOK）

※生命保険金や遺族年金は使用OK

### 口座が凍結された！？

銀行はその方が亡くなったことを知ると、口座を「凍結」します。ただし、一定の範囲で預貯金の払戻しを受けることができるようになりました。

口座に残ったお金を使えるようにするには、口座名義を相続を受けの方に変更するか、解約して払出しをする必要があります。

遺産分割協議書があるとスムーズです。

### 相続手続はお早めに

相続に伴う手続は多岐にわたりますが、手を付けずにいると、その後、誰かが亡くなってさらに相続関係が複雑化したり、相続税をはじめ様々な届出について、不利益を受けることがあります。目安として10ヶ月以内には各手続を終えるようにしましょう。

遺言で「遺言執行者」を指定しておく、手続を任せられるので安心です。

遺言書を作成しておく、自分が亡くなった後、相続人同士が無用な争いをすることなく、スムーズに財産を次の世代に引き継ぐことができます。また、人が亡くなると、相続人や相続財産を調べたり、相続人全員で遺産分割協議を行う必要があります。行政書士は遺言書の作成・相続手続等に関する業務を行います。

#### ◇ お困りのときはご相談ください。

**行政書士が作成する書類や扱う手続には以下のものがあります。**

- 遺言書（自筆証書遺言・公正証書遺言・秘密証書遺言等）作成の相談・原案作成
- 相続人の調査 ● 遺留分減殺請求 ● 遺言執行 ● 遺産目録の作成 ● 遺産分割協議書の作成
- 成年後見に関するご相談 ● 任意後見契約・・・他

- ◆ 行政書士には**守秘義務**があり、これは法律で定められています。安心してご相談ください。
- ◆ **行政書士でない者が**他人から依頼を受け、官公署に提出する書類、権利義務又は事実証明に関する書類を作成して報酬を得ること（他の法律に別段の定めがある場合等は除く）は、**法律で禁止**されています。国家資格者である行政書士かどうかは、日本行政書士会連合会のホームページから確認できます。

お問い合わせ： 宮城県行政書士会事務局  
〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目3-5

宮城県行政書士会

検索

TEL:022-261-6768

令和2年8月改訂

